

○公立大学法人福岡県立大学職員の勤務時間、休日及び 休暇等に関する規程

法人規程第21号
平成18年4月1日

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 勤務（第2条―第7条）
- 第3章 休日（第8条―第10条）
- 第4章 超過勤務、休日勤務、深夜勤務等（第11条―第15条）
- 第5章 職務専念義務の免除（第16条）
- 第6章 休暇（第17条―第25条）
- 第7章 雑則（第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

- 第1条** この規程は、公立大学法人福岡県立大学職員就業規則（平成18年法人規程第10号。以下「就業規則」という。）第34条等の規定に基づき、公立大学法人福岡県立大学（以下「法人」という。）の職員の勤務時間、休日及び休暇等（以下「勤務時間等」という。）に関する事項を定めることを目的とする。
- 2 職員のうち、非常勤職員、臨時職員及び1週間当たりの勤務時間が38時間45分に満たない職員に係る勤務時間等については、別に定める。

第2章 勤務

（1週間の勤務時間）

- 第2条** 職員の1週間あたりの勤務時間は、休憩時間を除き38時間45分とする。
- 2 公立大学法人福岡県立大学職員育児休業等に関する規程（平成18年法人規程第22号）第21条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、理事長が定める。
- 3 1日の勤務時間は7時間45分とし、月曜日から金曜日までの5日間において勤務時間を割り振るものとする。
- 4 理事長は、職務の必要により第1項又は前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。

（始業・終業の時刻等）

- 第3条** 始業及び終業の時刻は、別表第1のいずれかによる。
- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、業務上必要がある場合には、始業及び終業の時

刻を変更して割り振ることができる。

(休憩時間)

第4条 職員の休憩時間は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては45分、7時間45分以上の場合においては1時間とし、それぞれ勤務時間の途中に置く。

2 前項の休憩時間は、別表第1のとおりとする。

3 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

4 理事長は、第1項の規定にかかわらず、業務上必要がある場合には、休憩時間を変更して与えることができる。

5 休憩時間の変更をするときは、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第34条に基づく協定の定めるところによる。

(休息時間)

第5条 (削除)

(勤務時間等の割振りの特例)

第6条 業務の性質上、特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日（第8条第1項第1号及び第2号に掲げる日をいう。以下同じ。）、始業時刻、終業時刻及び休憩時間については、前3条及び第8条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところによる。

(通常の勤務場所を離れて勤務する職員の労働時間)

第7条 職員が勤務時間の全部又は一部について、通常の勤務場所を離れて勤務した場合において、当該勤務の勤務時間を算定し難いときは、所定勤務時間を勤務したものとし、ただし、所定勤務時間を超えて勤務する必要がある場合には、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

2 前項ただし書の場合において、当該業務に関連し労基法第38条の2第2項に基づく協定があるときは、その協定で定める時間を当該業務の遂行に通常必要とされる時間とする。

第3章 休日

(休日)

第8条 職員の休日は、次の各号に定める日とする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「祝日法による休日」という。）

(4) 12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）

(週休日の振替)

第9条 理事長は、職員に週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、理事長の定めるところにより、第2条第2項又は第6条の規定により勤務時間が割り振

られた日（以下「勤務日」という。）のうち4週間前の日から8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 理事長は、前項の週休日の振替を行った後において、所定勤務時間が第2条に規定する勤務時間を超えないようにしなければならない。

（祝日等の代休日）

第10条 理事長は、職員に第8条第3号及び第4号に掲げる日（以下「祝日等」という。）であつて第6条、前条又は次条の規定により特に勤務を命じた場合は、当該祝日等に代わる日（以下「代休日」という。）として当該祝日等後の勤務日等（祝日等及び第11条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等を除く）を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定する場合には、あらかじめ、勤務することを命じた祝日等を起算日とする8週間後の日までの期間内の勤務日を指定するものとする。

第4章 超過勤務及び休日の勤務

（超過勤務及び休日の勤務）

第11条 職員は、業務の都合上必要がある場合には、労基法第36条に基づいて協定の定めるところにより、正規の勤務時間（第2条、第6条及び第9条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）を超える勤務（以下「超過勤務」という。）又は休日の勤務を命ぜられることがある。

（時間外勤務代休時間）

第11条の2 理事長は、公立大学法人福岡県立大学職員給与規程（平成18年法人規程第14号）第20条第3項及び公立大学法人福岡県立大学教員年俸規程（平成18年法人規程第15号）第15条第1項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、理事長が定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、理事長が別に定める期間内にある第10条第1項に規定する勤務日等（同項に規定する祝日等及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命じられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（深夜勤務）

第12条 職員は、業務の都合上必要がある場合には、午後10時から翌日午前5時までの間の勤務（以下「深夜勤務」という）を命ぜられることがある。

（非常災害時の勤務）

第13条 職員は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要があると

きは、労基法第33条の定めるところにより、所定の勤務時間を超えて、又は休日に勤務を命ぜられることがある。

(妊産婦である職員の超過勤務及び深夜勤務等の制限)

第14条 妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員が請求した場合には、第11条から第13条までの規定にかかわらず、超過勤務、休日の勤務及び深夜勤務を命じないものとする。

(育児又は介護を行う職員の超過勤務及び深夜勤務の制限)

第15条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第16条の8又は第16条の9の規定により、小学生就学前の子の養育又は家族（同法第2条に定める対象家族をいう。以下同じ。）の介護を行う職員が請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第11条に規定する勤務をさせてはならない。

2 育児・介護休業法第17条又は第18条の規定により、小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員が請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて超過勤務を命じないものとする。

3 育児・介護休業法第19条又は第20条の規定により、小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員が請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜勤務を命じないものとする。

4 職員が前3項の規定による請求を行う場合には、理事長が別に定めるところにより、超過勤務又は深夜勤務の制限を請求する一の期間（超過勤務の場合にあつては1月以上1年以内、深夜労働の場合にあつては1月以上6月以内の期間に限る。以下この項において「制限期間」という。）について、その初日及び末日とする日を明らかにして、制限期間の初日の1月前までに行わなければならない。この場合において、第1項による請求に係る期間と第2項による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第5章 職務専念義務の免除

(職務専念義務を免除される場合等)

第16条 就業規則第29条第2項第3号に定める場合は、次の各号に掲げる事由に該当する場合とする。

- (1) 妊産婦である職員が休憩又は補食により勤務しない場合
- (2) 前号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める場合

2 職員が、職務専念義務の免除の承認を受ける場合には、別に定めるところにより、あらかじめ理事長に申し出なければならない。

第6章 休暇

(休暇の種類)

第17条 職員の有給休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次休暇)

第18条 年次休暇は、1の年（1月1日から12月31日までの1年をいう。以下同じ。）

ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 20日
- (2) 次号及び第4号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となったもの その者の当該年における在職期間に応じ、別表第2の日数欄に掲げる日数
- (3) 福岡県職員であった者が引き続き新たに職員となったもの 新たに職員となった日となる前日末において、その者が使用可能であった年次休暇の日数
- (4) 当該年の前年において、国立大学法人、他の公立大学法人その他理事長が定めるものに使用されるものから引き続き職員となった者その他理事長が定める職員(以下「他大学職員等」という。)他大学職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、20日に20日を加えた日数を超えない範囲内で理事長が定める日数

(年次休暇の繰り越し)

第19条 年次休暇(この条の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる。

(年次休暇の手続き等)

第20条 年次休暇は、職員の届け出た時季に与えるものとする。ただし、職員の届け出た時季に年次休暇を与えることが業務の正常な運営に支障が生ずると認めた場合には、他の時季に与えることができる。

- 2 職員は、年次休暇を取得しようとする場合には、理事長が別に定めるところによりあらかじめ届け出なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができない場合には、その理由を付して事後速やかに届け出るものとする。

(年次休暇の単位)

第21条 年次休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。

- 2 半日を単位として使用する年次休暇は別表第1のとおりとし、日に換算する場合は2回の取得をもって1日とする。
- 3 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は8時間をもって1日とし、1年について5日以内とする。

(病気休暇)

第22条 職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、最小限必要と認められる期間を病気休暇とする。

- 2 前項の最小限必要と認められる期間は、次のとおりとする。
 - (1) 結核性疾患 1年の範囲内の期間
 - (2) 前号以外の疾患 90日の範囲内の期間。ただし、理事長が別に定める疾患にあつては、180日の範囲内の期間とする。
- 3 前項第2号の疾患(同号ただし書に該当するものを除く。)で負傷又は疾病のため勤務

しなくなった日から起算して120日以内に出勤の見込みがあるものについては、前項の期間を延長することができるものとする。

- 4 病気休暇の日数及び週数には、休日を含むものとする。
- 5 病気休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分とする。

(病気休暇の手続き等)

第23条 職員は、病気休暇を請求する場合には、理事長が別に定めるところによりあらかじめ請求し、理事長の承認を得なければならない。ただし、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の規定に基づく就業禁止及び労働基準法第68条の規定に基づき女性職員が休暇を請求した期間のうち3日を超える期間に係る休暇にあつては、別に定めるところにより、あらかじめ理事長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ提出できなかったときは、その事由を付して事後に承認を求めることができる。
- 3 病気休暇の請求又は届出を行う場合において、証明書等の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

(特別休暇)

第24条 職員が次の各号の1に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該各号に定める期間を特別休暇とする。

- (1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき その必要と認められる期間
- (3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下本条及び別表第3において同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間
- (4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると

認められるとき 1の年において5日の範囲内の期間

イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配付その他の被災者を支援する活動

ロ 身体障がい者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障がいがある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて理事長が特に認めるものにおける活動

ハ イ及びロにおける活動のほか、身体上若しくは精神上の障がい、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後6月を経過する日までの間において5日の範囲内の期間又は連続する7日の範囲内

(6) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（当該通院等が体外受精その他の理事長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(7) 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

(8) 職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く）。この場合において、取得可能期間から実取得期間を減じた期間で、任命権者が承認したもの（6週間を限度（多胎妊娠の場合を除く。））にあつては、当該期間を8週間に加算することができる。

(9) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。）第22条の規定に基づき、保健指導又は健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、1回につきその都度必要と認められる時間

(10) 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑その他の通勤事情により母体又は胎児の健康保持に影響を受けると認められる場合 正規の労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて原則として1時間を超えない範囲内で、それぞれ必要と認められる時間

(11) 妊娠中、又は分娩後一年以内の女性職員が妊娠に起因する障がいのため勤務することが困難である場合 14日を超えない範囲内で必要と認められる期間

(12) 生後1年6月に達しない子を育てる職員が、その子の哺育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ45分以内の期間

(13) 女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合 3日の範囲内の期間

(14) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が

出産する場合で、職員が配偶者の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 職員の配偶者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間の3日の範囲内の期間

- (15) 職員の妻が出産する場合であつて次に掲げる子（妻の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 次に掲げる期間内における5日（ロに掲げる場合にあっては、5日から、イの規定により出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間。以下同じ。）前の日から当該出産の日までの期間に小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため取得した日数を減じて得た日数）の範囲内の期間

イ 出産予定日の8週間前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

ロ 出産に係る子が低出生体重児や疾病等により病院又は診療所に入院（以下単に「入院」という。）する場合（以下「特別な事情」という。）に理事長が特に配慮することが必要と認める場合で、当該出産に係る子の退院の日から1年（当該子の出産の日以後1年を経過する日までの期間内において当該出産に係る子が退院し、その後特別な事情により入院するなどの場合にあっては、入院していない期間（入院の日及び退院の日を含む。）を1年から減じて得た期間）を経過する日までの期間において、当該出産に係る子を養育する職員（イの規定により当該出産の日以後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を除く。）

- (16) 義務教育終了前の子又は特別支援学校（高等部）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るため、その子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること又はその子が在籍する保育所、幼稚園、小学校若しくは特別支援学校（中学部及び高等部）が感染症予防のため閉鎖（学級閉鎖を含む。）された場合にその子の世話をを行うことをいう。）又はその子が在籍する学校等が実施する行事（義務教育終了前の子にあっては、入学（園）式、卒業（園）式、家庭訪問、授業（保育）参観（子とともに親である職員も参加して行われる授業や屋外活動を含む。）、運動会、体育会、学芸会（学習発表会、音楽会、文化祭等）、懇談会（個人懇談会、三者面談、進路説明会等）、不登校児童生徒への支援のための面談（学校から要請された場合に限る。）及びこれらと同様の趣旨をもって実施される行事とし、特別支援学校（高等部）に在籍する子にあっては、家庭訪問、現場実習又は学校から保護者の付き添いや同席を特に要請された学校行事とする。）への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において次のイ及びロに掲げる区分に応じ当該イ及びロに定める日数を合計して得られた日数（当該合計して得られた日数が10日を超える場合にあっては、10日）の範囲内の期間

イ 中学校就学の始期に達するまでの子 5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）

ロ イに掲げる子以外の子 3日（その養育するイに掲げる子以外の子が2人以上の

場合にあつては、6日)

- (17) 職員が、公立大学法人福岡県立大学職員介護休業等に関する規程(法人規程第23号)第2条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護、通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
- (18) 職員の親族(別表第3の親族欄に掲げる親族に限る)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表第3の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
- (19) 職員が父母、配偶者又は子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1日の範囲内の期間
- (20) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月(理事長が特に必要があると認める場合には6月から10月)までの期間内における6日の範囲内の期間
- (21) 職員が、勤続10年、20年及び30年に達した年において、長期勤続の節目として心身のリフレッシュ及び健康の保持増進を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合 週休日、祝日等及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
- (22) 職員が学校教育法(昭和22年法律第26号)第45条の規定に基づく高等学校の通信制の課程の生徒又は同法第52条の2の規定に基づく大学の通信教育の学生となり、定められた面接授業に出席する場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 必要とされる期間
- (23) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
 - イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
 - ロ 職員及び当該職員と同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
- (24) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (25) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通遮断により出勤することができないと認められる場合 必要と認められる期間
- (26) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

- 2 前項（第5号及び第19号を除く。）の日数及び週数には、休日を含むものとする。
- 3 特別休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分とする。ただし、第1項第16号及び第17号に定める特別休暇の単位は、1日、1時間又は30分とする。
- 4 1時間、30分又は1分を単位として使用した特別休暇を日に換算する場合は8時間をもって1日とする。

（特別休暇の手続き等）

第25条 職員は、特別休暇（前条第1項第7号、第8号、第12号、第13号、第23号及び第24号の場合を除く。）を請求する場合には、理事長が別に定めるところによりあらかじめ請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ提出できなかったときは、その事由を付して事後に承認を求めることができる。

- 2 前条第1項第7号、第12号、第13号、第23号及び第24号に定める特別休暇を取得しようとするときは、理事長が別に定めるところにより、あらかじめ届け出なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ提出できなかったときは、その事由を付して事後において届け出ることができる
- 3 前条第1項第8号に該当することとなった職員は、その旨を速やかに届け出るものとする。
- 4 前3項の場合において、証明書等の提出を求められたときは、職員はこれを提出しなければならない。

第7章 雑則

（雑則）

第26条 この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
（休暇の引継ぎ等）
- 2 法人の成立の日の前日に福岡県職員であった者であって、法人の成立の日に職員となったもの（以下「承継職員」という。）及び福岡県から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）について、法人の成立の日の前日までに福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年福岡県条例第1号。以下「県条例」という。）に基づき特別休暇及び病気休暇の承認を受けていた場合は、この規程の相当規定により特別休暇及び病気休暇の承認を受けたものとみなす。
- 3 承継職員の年次休暇、特別休暇及び病気休暇については、それぞれについて県条例に基づき取得した日数及び残日数を引き継ぐものとする。
- 4 承継職員に係る第24条第1項第19号の休暇の起算日は、福岡県に採用された日を起算日とする。
- 5 派遣職員に係る第24条第1項第19号の休暇の起算日は、福岡県との取り決めによ

り、福岡県に採用された日を起算日として取得することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第24条については、理事会承認の日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行し、平成22年6月30日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年5月2日から施行し、第24条第22号及び第23号は平成23年3月29日から、同条第14号は平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年9月3日から施行し、平成24年8月3日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月20日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項、第4条第2項関係、第21条第2項関係）

	適用対象	始業時刻	終業時刻	休憩時間	半日単位
1	2項に該当しない職員	08:30	17:15	12:00～13:00	8:30～12:00 13:00～17:15
		09:15	18:00	13:00～14:00	9:15～13:00 14:00～18:00
2	教 員	08:30	17:15	12:00～12:45 及 び 12:45 ～ 13:00、14:20 ～14:35、又は	8:30～12:00 13:00～17:15
		09:15	18:00	16:00～16:15 のいずれかの 時間	9:15～13:00 14:00～18:00

別表第2（第18条第1項第2号関係）

在職期間	日 数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満までの期間	20日

別表第3（第24条第1項第18号関係）

親 族	日 数
配偶者	10日
父母	7日
子	7日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの配偶者及び配偶者のおじ又はおば	1日